

上野原市告示第6号

上野原市物価高騰対応生産性向上及び賃上げ環境整備支援事業補助金
交付要綱を次のように定める。

令和 8年 1月16日

上野原市長 村上 信行

上野原市物価高騰対応生産性向上及び賃上げ環境整備支援事業補 助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、物価高騰等の影響を受ける市内中小企業者に対し、設備投資を通じた労働生産性の向上と賃上げ環境の整備を支援するため、予算の範囲内において、上野原市物価高騰対応生産性向上及び賃上げ環境整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、上野原市補助金等交付規則（平成17年上野原市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 市内に事務所又は事業所を有し、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に該当する者をいう。
- (2) 導入促進基本計画 法第49条第3項及び同法第50条第1項に基づき経済産業大臣の同意を得た計画をいう。
- (3) 先端設備等導入計画 法第52条第4項及び同法第53条第1項に基づき市の同意を得た計画をいう。
- (4) 先端設備等 中小企業等経営強化法施行規則（平成11年省

令第74号)第7条で定める設備等をいう。

- (5) 雇用者給与等支給額 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条の5の4第5項第8号又は第42条の12の5第5項第9号に規定する給与等の支給額をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる中小企業者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の申請日において次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和7年4月1日から令和8年12月28日までの間に、先端設備等導入計画の認定を受け、市の導入促進基本計画で規定する先端設備等を導入した者
- (2) 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第43項に規定する固定資産税の課税標準の特例措置の対象となる者
- (3) 市税等に滞納がない者又は市税等の滞納において、納付の相談を行い、自主的な納付が見込めると判断された者
- (4) 上野原市暴力団排除条例(平成24年上野原市条例第7号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等が経営に関与しておらず、かつ、同条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有しない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象者が認定を受けた先端設備等導入計画において表明した雇用者給与等支給額の増加の割合に応じ、次の各号のとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとし、200万円を限度とする。

- (1) 1. 5%以上 先端設備等の導入額の4分の1
- (2) 3%以上 先端設備等の導入額の2分の1

2 補助金は、一度に限りこれを交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(次条において「申

請者」という。)は、令和9年1月31日までに上野原市物価高騰対応生産性向上及び賃上げ環境整備支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定及び交付)

第6条 市長は、前条の申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、上野原市物価高騰対応生産性向上及び賃上げ環境整備支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定した場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、前条の補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。